

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日に当たるときは、翌日)

十三条の規定により告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日

昭和六十二年

目

次

## ◆ 告 示

計量器の定期検査の実施 (商工指導課)

土地改良区の設立の認可 (農村整備課)

土地改良事業の認可 (〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (〃)

土地改良事業の工事の完了 (〃)

都市計画事業の認可 (都市計画課)

砂利採取業務主任者試験の合格者 (河川課)

## 告 示

鳥取県告示第六百三十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四

昭和六十二年九月十八日

鳥取県立米子図書館

労働福祉事業団山陰労災病院

鳥取大学医学部附属病院

国立米子病院

鳥取県立米子図書館

## 鳥取県告示第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、小田南部土地改良区については、昭和六十二年七月三十日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

縦覧に供する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次とのおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

若桜町が行う土地改良事業に係る屋堂羅地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の第二項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
勝田川土地改良区	団体営ほ場整備事業勝田川地区（第一工区）ほ場整備	昭和五十一年七月二十六日
二工区）ほ場整備	団体営ほ場整備事業勝田川地区（第二工区）ほ場整備	昭和五十九年二月十日

鳥取県告示第六百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和六十二年八月四日

鳥取県知事 西尾邑次

尾邑次

10

## 一 施行者の名称

羽合町

## 二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

四  
事業地

1  
収用の部分 東伯郡羽合町大字上浅津字穴以後、字井作、字四ノ坪  
字九ノ坪、字浜田、字隈黒田、字下船木、字木笠、字  
上松無、字松無及び字二ノ浜田地内

2 使用の部分 なし

した者は、彼のとおりである。

昭和62年8月4日

鳥取県知事 西尾

邑次

木下知之 尾崎雅美

尾崎雅美